

<指定区域概要>

形質変更時要届出区域の概況	事業場
調査対象物質 ^{※1}	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指定基準超過物質 ^{※2}	セレン及びその化合物（溶出量） 鉛及びその化合物（溶出量及び含有量） 砒素及びその化合物（溶出量） ふっ素及びその化合物（溶出量）
検出最大濃度 ^{※3}	セレン及びその化合物（溶出量：0.12 mg/L） 鉛及びその化合物（溶出量：0.015 mg/L） 鉛及びその化合物（含有量：920 mg/kg） 砒素及びその化合物（溶出量：0.022 mg/L） ふっ素及びその化合物（溶出量：3.8 mg/L）
基準値	セレン及びその化合物（溶出量：0.01 mg/L） 鉛及びその化合物（溶出量：0.01 mg/L） 鉛及びその化合物（含有量：150 mg/kg） 砒素及びその化合物（溶出量：0.01 mg/L） ふっ素及びその化合物（溶出量：0.8 mg/L）
告示日	平成 27 年 12 月 4 日 告示第 975 号（指定） 平成 29 年 2 月 21 日 告示第 147 号（指定）
人への健康影響について	周辺地域は地下水が一般的に常態としてそのまま飲用されていると認められず、当該敷地は一般の者が立ち入ることができない状態で管理されていることから、人への健康影響の恐れはない。

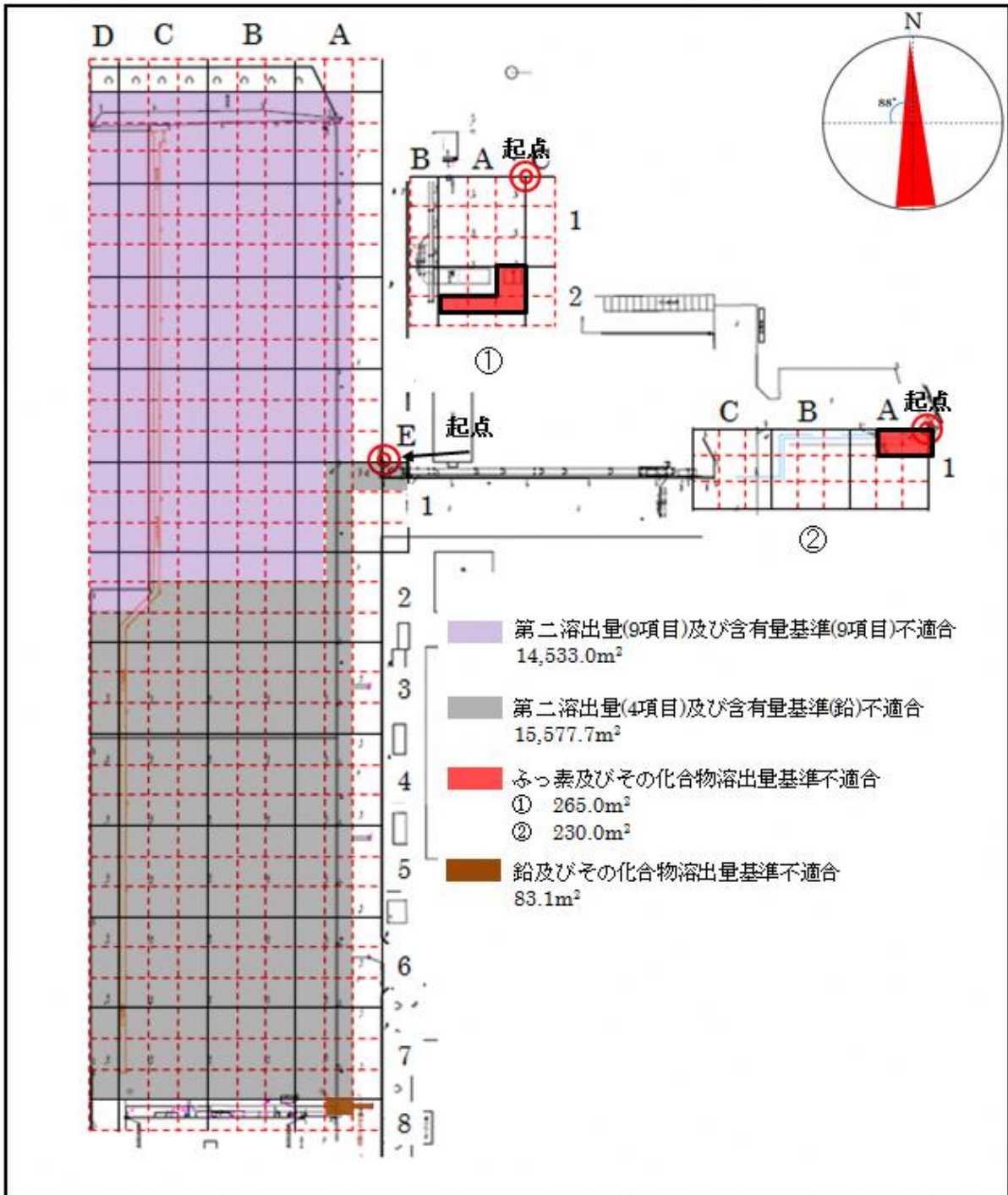
※1：第二種特定有害物質は、一部の単位区画で試料採取等調査を省略している。

※2：試料採取地点で指定基準を超過した物質を示す。

※3：試料採取等調査で検出された濃度の最大値を示す。

※4：試料採取等調査を省略した一部の単位区画は、第二溶出量基準不適合及び含有量基準不適合とみなす。

《形質変更時要届出区域図》



※ 起点から南側の範囲で土壤汚染状況調査を実施した結果、基準不適合の範囲が広く、掘削土壌の仮置き及び残土利用のため、起点より北側に掘削土壌を盛土材として整地に利用する。これにより、形質変更時要届出区域の範囲を拡大するため、起点が規定とは異なる位置に設置されている。

《試料採取地点図》

